

順天堂大学における公正な研究活動の推進に関する規則

平成19年11月1日

規第平19—7号

平成21年1月1日

平成27年4月1日

平成29年10月1日

平成30年4月1日

平成30年9月1日

令和3年6月1日

令和7年10月1日

改正 令和8年4月1日

(目的)

第1条 この規則は、「順天堂大学における学術研究活動に係る行動規範」(以下「学術研究行動規範」という。)に基づき、本学における公正な研究活動を推進するとともに、研究活動に係る不正行為の防止及び不正行為が生じた場合の措置について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 「各部門」とは、本学大学院研究科、学部、医学部附属病院及び事務部門をいう。
- (2) 「教職員等」とは、本学の教職員のうち職務として研究に携わる者(非常勤教員、過去に研究に携わっていた者及び臨床研修医を含む。)、学生等で専ら本学の施設・設備を使用して研究する者及びこれらを支援する職員をいう。
- (3) 「学生等」とは、大学院学生及び学部学生、研究生、外国人研究生、専攻生、その他本学に在学又は在籍して修学又は研究に従事する者をいう。
- (4) 「研究費」とは、本学が教職員等に交付する研究費並びに文部科学省、厚生労働省その他官公庁や民間企業、団体及び研究所等から受けた研究費をいう。
- (5) 「国等からの競争的研究費等」とは、文部科学省及び他府省並びにそれらが所管する独立行政法人(以下「配分機関」という。)から配分される競争的研究費制度に基づく公的研究費をいう。
- (6) 「研究活動に係る不正行為」(以下「不正行為」という。)とは、研究の立案、計画、実施、成果の取りまとめ(報告を含む。)の各過程においてなされる行為であって次の各号に掲げるものをいう。ただし、研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠った場合を除き、故意によるものでないことが根拠をもって明らかにされたもの及び科学的に適正な方法により正当に得られた研究成果が結果的に誤りであったものは不正行為には当たらない。
 - ア ねつ造(事実に反するデータ、研究結果等を作成することをいう。)
 - イ 改ざん(研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究結果等を真正でないものに加工することをいう。)
 - ウ 盗用(他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解又は適切な表示なく流用することをいう。)
 - エ 二重投稿(同一内容とみなされる原著論文を複数作成して異なる雑誌等に発表する行為をいう。)
 - オ 分割出版(一つの研究から得られた結果を複数の短い論文に分けて発表する行為をいう。)
 - カ 不適切なオーサーシップ(研究論文の著者リストにおいて、著者としての資格を有しない者を著者として含め、若しくは著者としての資格を有する者を除外する等の行為をいう。)
 - キ 前各号に掲げる行為の有無を証明するための資料(追試又は再現のために不可欠なものを含む。)を破棄、隠匿、又は散逸させること。
 - ク 研究費の不適切な使用(役務の実態と異なる謝金又は給与の請求、物品等の購入に係る架空請求、架空取引による代金を業者に預け、管理させること、不当な旅費の請求、その他関係法令及び本学規則に違反して研究費を使用することをいう。)

(最高管理責任者)

第3条 研究倫理の推進及び不正行為の防止のため、本学全体を統括する責任と権限を有する者として最高管理責任者を置き、学長をもって充てる。

- 2 最高管理責任者は、研究倫理の推進及び不正行為防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために、必要な予算や人員配置等の措置を講じる。
- 3 最高管理責任者は、次条以下に定める統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者及び研究倫理教育責任者コンプライアンス推進副責任者が責任をもって不正行為防止対策を実施できるよう、適切にリーダーシップを発揮する。
- 4 最高管理責任者は、不正行為防止対策の基本方針や具体的な不正行為防止対策の策定に当たっては、理事会等において審議を主導するとともに、その実施状況や効果等について理事等と議論を深める。
- 5 最高管理責任者は、自ら各部門教授会等に足を運んで、不正行為防止に向けた取組を促す等、様々な啓発活動を定期的に行い、教職員等の意識の向上と浸透を図る。

(統括管理責任者)

第4条 研究倫理の推進及び不正行為の防止のため、最高管理責任者を補佐し、本学全体を総括する実質的な責任と権限を有する者として統括管理責任者を置き、副学長をもって充てる。ただし、副学長がいなない場合は、最高管理責任者があらかじめ指名した者をもって充てる。

- 2 統括管理責任者は、研究倫理の推進及び不正行為防止対策の組織横断的な体制を統括し、基本方針に基づき、本学全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認し最高管理責任者に報告するものとする。

(監事)

第5条 監事は、不正行為防止に関する内部統制の整備・運用状況について大学全体の観点から確認し、意見を述べる。

- 2 監事は、特に統括管理責任者又はコンプライアンス推進部門責任者が実施するモニタリングや内部監査によって明らかになった不正行為発生要因が研究倫理推進計画に反映されているか、また研究倫理推進計画が適切に実施されているかを確認し、意見を述べる。

(コンプライアンス委員会)

第6条 公正な研究活動の推進及び不正行為防止のため、学長の諮問機関として、順天堂大学研究活動に関するコンプライアンス委員会（以下「コンプライアンス委員会」という。）を置く。

(組織)

第7条 コンプライアンス委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副学長又は相当する者
- (2) 大学院各研究科長
- (3) 各学部長
- (4) 各部門研究等倫理委員会委員長
- (5) 研究行動規範及び法律に関する専門的知識を有する学外者 若干名
- (6) その他学長が指名する者 若干名

- 2 コンプライアンス委員会の委員長（以下「委員長」という。）は、前項第1号ないし第3号に定める委員から学長が任命する。

- 3 コンプライアンス委員会は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長に事故のあるときは、委員長があらかじめ指名した委員が、その職務を代理する。

- 4 コンプライアンス委員会は、必要に応じて、委員以外の者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

- 5 第1項第4号ないし第6号に規定する委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(所掌事項)

第8条 コンプライアンス委員会は、次に掲げる事項を所掌し、学長に必要な答申又は報告を行う。

- (1) 公正な研究活動を推進するための取組、研究倫理の推進及び不正行為防止に関する取組（以下「研究倫理推進計画」という。）の企画、策定及び推進に関すること。
- (2) 不正行為に係る事案の調査に関すること。
- (3) 他機関における不正行為防止に関する情報の収集及び分析に関すること。
- (4) 教職員に対する研究倫理の啓発に関すること。
- (5) 公正な研究活動を推進するための教育及び啓発に関すること。
- (6) 研究費の不正使用を防止するためのコンプライアンス教育に関すること。
- (7) その他研究倫理の推進及び不正行為防止に関すること。

- 2 コンプライアンス委員会は、研究倫理推進計画の策定に当たっては、部門ごとに問題となり得る具体的な事項を調査するとともに、実際に問題となっている事項を把握し、個々の要因について検討を

行う。

3 コンプライアンス委員会は、研究倫理推進計画を徹底するため、各種媒体を活用して第2条第2号に規定する教職員等に対し研究倫理推進計画を明示するものとする。

(不正行為防止計画推進部署)

第8条の2 研究戦略推進センターは、統括管理責任者とともに、研究倫理推進計画に係る具体的な対策(不正行為防止計画、コンプライアンス教育・啓発活動等の計画を含む。)を策定・実施し、実施状況を確認する。

2 研究戦略推進センターは、監事との連携を強化し、必要な情報提供等を行うとともに、研究倫理推進計画の策定・実施・見直しの状況について意見交換を行う機会を設ける。

3 研究戦略推進センターは、研究倫理推進計画の実施状況を部門毎に調査し、コンプライアンス委員会へ報告する。

4 コンプライアンス委員会は、研究戦略推進センターから報告を受けた研究倫理推進計画の実施状況について、必要に応じて改善を指示する。

5 研究戦略推進センターは、コンプライアンス委員会の審議を経て、研究倫理推進計画の実施状況に関する報告書を毎年度作成し、学長に提出する。

(コンプライアンス推進部門責任者)

第9条 各部門における研究倫理の推進及び不正行為防止対策について部門全体を統括する責任と権限を有する者としてコンプライアンス推進部門責任者を置き、各部門の長をもって充てる。

2 コンプライアンス推進部門責任者は、次の各号に定める役割を担う。

(1) 自己の管理監督又は指導する部門において、研究倫理推進計画に基づき、競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての教職員等を対象としたコンプライアンス教育を定期的実施し、不正行為の根絶に向けた継続的な啓発活動を実施する。

(2) コンプライアンス教育の内容は、教職員等の職務内容や権限・責任に応じ、効果的で実効性のあるものを設定し、定期的に見直しを行う。

(3) コンプライアンス教育の実施に際しては、あらかじめ一定の期間を定めて定期的受講させるとともに、対象者の受講状況及び理解度について把握する。

(4) コンプライアンス教育の内容を遵守する義務があることを理解させ、意識の浸透を図るために、競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての教職員等に対し、受講の機会等に誓約書等の提出を求める。

(コンプライアンス推進部門副責任者)

第10条 最高管理責任者は、コンプライアンス推進部門責任者と協議し、コンプライアンス推進部門責任者を補佐する者としてコンプライアンス推進部門副責任者を複数名任命することができる。

(研究倫理教育部門責任者)

第11条 各部門における研究倫理の推進及び研究活動に係る不正行為の防止を図るため、公正な研究活動を推進し、研究倫理教育について実質的な責任と権限を持つ研究倫理教育部門責任者を置き、第9条第1項に規定するコンプライアンス推進部門責任者をもって充てる。

2 研究倫理教育部門責任者は、統括管理責任者の指示の下に、研究戦略推進センターと協力し、次の各号に定める業務を行うものとする。

(1) 研究倫理の推進に関する定期的な教育

(2) 研究分野及び部門等の特性に応じた研究資料等の保存方法の策定及び管理に関する教育

(3) 研究者等に対する研究資料等の作成及び保存に関する教育

(教職員等の責任)

第12条 教職員等は、「学校法人順天堂情報倫理ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)及び「学術研究行動規範」に則り、高い倫理性及び自己規律を保持し、公正な研究活動を行い、不正行為の防止に努めなければならない。

2 教職員等は、研究費の運営・管理に関する責任を果たすことを文書により誓約しなければならない。

(研究指導者の責務)

第13条 研究指導者は、研究グループ内における研究データ・資料の適切な取り扱いと管理・保存に責任を持つとともに、研究グループ内の教職員等が各自の能力を十分に発揮できるような研究環境の整備に努め、各人の貢献度の客観的評価を通じて公正なグループ運営を行うものとする。また、研究グループ内の教職員等全員にガイドライン、学術研究行動規範及びこの規則の内容を周知徹底し、それぞれを逸脱することのないように最善の配慮を払わなければならない。

(申立て及び相談窓口の設置)

- 第14条 研究倫理又は不正行為に関する調査の申立て（以下「申立て」という。）及び相談を受け付ける窓口（以下「受付窓口」という。）を設置する。
- 2 受付窓口は、法人法務・コンプライアンス室に置き、法人法務・コンプライアンス室長及び法人法務・コンプライアンス室長が指名する職員を窓口担当者とする。
 - 3 法人法務・コンプライアンス室長は、受付窓口の連絡先及び申立て方法について、利用対象者に対して適切な方法で周知するものとする。
 - 4 特定臨床研究等の適正な実施に疑義が生じた場合の申立て、情報提供又は相談に対し、適切な対応を行うための対応窓口を、臨床研究・治験センターに設置する。
（受付窓口の利用対象者）
- 第15条 受付窓口を利用し、申立て又は相談を行うことができる者（以下、「申立人」という。）は、次の各号に掲げる者とする。
- (1) 第2条第2号に定める教職員等
 - (2) 本学において共同研究活動を行っている本学の所属ではない研究者
 - (3) 研究活動に関連して本学と取引関係を有する個人及び業者（その従業員を含む。）
（調査申立て）
- 第16条 何人も、教職員等について第2条第6号に該当する事実がある、又は該当する事実の発生のおそれがあると思料するときは、自己の関与に関わらず受付窓口で申立てを行うよう努めるものとする。
- 2 何人も、不正行為の事実又は根拠がないことを知りながら、前項の申立てを行ってはならない。
（申立者の保護）
- 第17条 部門長は、申立てを行ったことを理由とする当該申立者の職場環境の悪化や差別待遇が起きないように適切な措置を講じなければならない。
- 2 学長は、悪意に基づく申立てであることが判明しない限り、単に申立てを行ったことをもって当該申立者に不利益な措置を行ってはならない。
（被申立者の保護）
- 第18条 教職員等は、被申立者に対して、申立てを受けたことのみをもって、不利益な取扱いをしてはならない。
- 2 学長は、被申立者に対して、申立てを受けたことのみをもって、不利益な措置を行ってはならない。
（申立ての方法）
- 第19条 受付窓口への申立ては、次に掲げる事項を原則として明示した書面を信書、FAX又は電子メールにて行うものとする。
- (1) 申立人の氏名、住所及び連絡先
 - (2) 不正行為を行った又は行った疑いがある者（以下「被申立人」という。）の所属、職位及び氏名
 - (3) 不正行為の態様及び内容
 - (4) 不正行為を裏付ける資料又は調査の参考となる資料
- 2 前項の規定にかかわらず、申立人の氏名・連絡先等が不明な場合でも、申立ての内容・資料が十分に合理的であると判断した場合は、受け付けることができる。
（守秘義務）
- 第20条 申立て及び調査への対応にあたるすべての者は、被申立人又は当該調査に協力した者の名誉及びプライバシーが侵害されることのないよう十分配慮し、申立て又は調査の内容に関して、業務上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
（申立ての処理）
- 第21条 法人法務・コンプライアンス室長は、申立てを受理した場合は、すみやかに申立てを受け付けた旨を申立人に通知するとともに、コンプライアンス委員会に対して申立ての内容を報告する。
（不正行為の予備調査）
- 第22条 コンプライアンス委員会は、不正行為に係る調査の申立てがあったときは、その事実関係についてすみやかに予備調査を実施するとともに、不正行為の疑いのある研究に関して証拠となる資料等を保全する措置をとる。
- 2 コンプライアンス委員会は、次に掲げる場合も不正行為の申立てに準じて取扱うものとする。
 - (1) 内部監査室から不正行為の疑いが指摘された場合
 - (2) 配分機関及び公的機関から不正行為の疑いを指摘された場合
 - (3) その他報道機関、学会等から不正行為の疑いを指摘された場合
 - 3 コンプライアンス委員会は、不正行為以外の不正行為の疑いに関する申立て又は相談があったとき

は、必要に応じて、予備調査を実施するか、又は適切な対応を指示することができる。

- 4 告発の意思を明示しない相談があった場合でも、学長の判断に基づきコンプライアンス委員会は、その事案の予備調査を開始することができる。
- 5 コンプライアンス委員会は、申立ての受付から原則として30日以内に、予備調査の結果をもとに、本格的な調査（以下「本調査」という。）を行うか否かを決定するとともに、申立て内容が国等からの競争的研究費等を活用した研究活動に係る不正行為の場合、本調査の要否を配分機関等及び文部科学省に報告しなければならない。
- 6 コンプライアンス委員会は、本調査を行うことを決定した場合は、申立人及び被申立人に対し、本調査を行うことを通知する。被申立人が本学以外に所属している場合は、当該所属機関にも通知する。この場合、申立人及び被申立人は、本調査に協力するよう努めなければならない。
- 7 コンプライアンス委員会は、本調査を行わないことを決定した場合は、その旨を理由とともに申立人に通知しなければならない。

（調査委員会）

第23条 コンプライアンス委員会は、本調査の実施の決定後、原則として30日以内に、同委員会の委員3人以上により組織される調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置し、本調査を実施させるものとする。調査委員は、申立人及び被申立人と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

- 2 調査委員会の委員の少なくとも半数は申立人、被申立人及び本学と直接の利害関係を有しない学外者（弁護士、公認会計士等）とする。
- 3 コンプライアンス委員会は、当該案件の特殊性に応じた専門知識が必要であると認めるときは、専門的知識を有する学内又は学外の者を委員に委嘱することができる。
- 4 コンプライアンス委員会は、調査委員の氏名及び所属を申立人及び被申立人に通知するものとする。
- 5 申立人及び被申立人は、選任された調査委員に異議あるときは、通知を受け取った日の翌日から起算して14日以内に書面をもって、調査委員の交代を求めることができる。この場合、コンプライアンス委員会は、当該異議を審査し、その内容が妥当であると認めた場合には調査委員の交代を行う。
- 6 コンプライアンス委員会は、被申立人に対し、調査期間中において申立て内容に関連する研究費の使用停止を命じることができる。

（不正行為の本調査）

第24条 調査委員会は、第2条第6号に掲げられた不正行為の調査に当たって申立てのあった当該研究に係る論文及び実験・観察ノート及び生データ等の各種資料の精査、関係者への聴取、被申立人への再実験の要請その他調査に必要な手続を実施できる。ただし、調査委員会は、被申立人が告発に係る疑惑を晴らそうとする場合、調査によって得られた物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行うことができる。なお、被申立人の説明及びその他の証拠、本来存在すべき基本的な要素の不足により、不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときは、不正行為と認定される。

- 2 被申立人が調査委員会から再実験などにより再現性を示すことを求められた場合、あるいは自らの意思により再実験を申し出た場合は、調査委員会は再実験に要する期間及び機会（機器、経費等を含む。）を与えなければならない。
- 3 被申立人から同じ内容の申し出が繰り返し行われた場合、調査委員会はその必要性を判断し、当該申し出を認めないことができる。
- 4 調査の対象は、調査委員会の判断により調査に関連した被申立人の他の研究を含めることができる。
- 5 調査にあたっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏えいすることのないよう十分配慮する。
- 6 申立て内容が国等からの競争的研究費等を活用した研究活動に係る不正行為の場合、調査委員会は、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関等及び文部科学省に報告し、協議するものとする。

（不正行為の認定）

第25条 調査委員会は、本調査の開始後、原則として150日以内に不正行為の有無及び不正行為の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用額の相当額について認定し、コンプライアンス委員会へ認定内容を報告する。

- 2 不正行為が行われなかったと認定される場合であって、調査を通じて申立てが悪意に基づくものであることが判明したときは、調査委員会は併せてその旨の認定を行う。ただし、この認定を行うに当たっては、申立人に弁明の機会を与えなければならない。
- 3 コンプライアンス委員会は、調査委員会の認定内容をすみやかに学長へ報告する。
- 4 学長は、認定内容をすみやかに申立人及び被申立人（被申立人以外で不正行為に関与したと認定さ

れた者を含む。)に通知するとともに、申立て内容が国等からの競争的研究費等を活用した研究活動に係る不正行為の場合、申立ての受付から原則として210日以内に、調査結果、不正行為の発生要因、不正行為に関与した者が関わる他の競争的研究費等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関等及び文部科学省に提出する。また、期限までに調査が完了しない場合であっても、同様とする。

- 5 学長は、調査の過程において、不正行為の事実が一部でも確認された場合には、すみやかに調査委員会にて不正行為を認定し、学長は配分機関等及び文部科学省へ報告する。
- 6 学長は、最終報告書の提出期限までに調査が完了しない場合であっても、配分機関等及び文部科学省の求めに応じ、調査の中間報告書を提出する。
- 7 配分機関等及び文部科学省より、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査の要請があった場合には、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、学長はこれに応じる。

(不服申立て)

第26条 不正行為が行われたと認定された者又は悪意に基づく申立てと認定された者で、前条の認定に対し不服がある場合は、通知を受けた日から起算して10日以内に法人法務・コンプライアンス室長を通じ、コンプライアンス委員会に対して書面により不服申立てを行うことができる。ただし、不服申立ては、1回を限度とする。

- 2 不正行為が行われたと認定された者から不服申立てがあったときは、コンプライアンス委員会は申立人に通知するとともに、配分機関等及び文部科学省にその旨を報告するものとし、不服申立ての却下及び再調査開始の決定が行われたときも同様とする。また、悪意に基づく申立てと認定された者から不服申立てがあったときは、コンプライアンス委員会は学長に報告するとともに、被申立人へ通知し、配分機関等及び文部科学省にその旨を報告する。
- 3 不服申立ての審査は第23条に定める調査委員会が行うものとし、調査委員会は、当該事案の再調査を行うか否かをすみやかに決定する。
- 4 調査委員会が再調査を開始した場合は、不正行為が行われたと認定された者からの不服申立てがあったときは原則として50日以内に、悪意に基づく通報と認定された者から不服申立てがあったときは原則として30日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、コンプライアンス委員会へ報告する。
- 5 コンプライアンス委員会は、再調査の結果をすみやかに学長へ報告するとともに、申立人、被申立人に通知し、配分機関等及び文部科学省にその旨を報告する。

(調査結果の公表)

第27条 学長は、不正行為が行われたと報告があった場合には、すみやかに調査結果を公表する。

- 2 前項に規定する公表に関する内容は、原則として次に掲げる事項とする。ただし、合理的な理由がある場合は、不正に関与した者の氏名・所属を非公表とすることができる。
 - (1) 不正行為に関与した者の氏名及び所属
 - (2) 不正行為の内容
 - (3) 本学が取った措置の内容
 - (4) 調査委員の氏名及び所属
 - (5) 調査の方法及び経過

3 学長は、不正行為がなかったと認定した場合は、事案が学外の関心事となっている場合を除き、原則として調査結果を公表しない。

4 学長は、悪意に基づく申立てであるとの報告があったときは、申立人の氏名・所属を公表する。

(認定後の措置)

第28条 不正行為と認定された場合、不正行為への関与が認定された者及び関与したとまでは認定されないが、不正行為が認定された論文等の内容について責任を負う者として認定された著者(以「被認定者」という。)が本学に所属するときは、学長は、当該被認定者に対し、ただちに当該研究に係る研究費の使用中止を命ずることとし、不正行為と認定された論文等の取り下げを勧告(以「勧告」という。)するとともに、学校法人順天堂就業規則(以下「就業規則」という。)に基づく処分等必要な措置を講ずる。

2 被認定者は、前項の勧告を受けた日から起算して14日以内に勧告に応ずるか否かの意思表示を学長に行わなければならない。

3 学長は、被認定者が第1項の勧告に応じない場合は、その事実を公表するものとする。

4 悪意に基づく申立てと認定されたときは、申立人が本学教職員等の場合は就業規則に基づく処分等必要な措置を講ずる。また、当該者が他機関に所属する場合は当該機関長へ通知し、その他の者の場合はその他必要な措置を講ずる等適切な処置を行う。

(関係諸機関との連携等)

第29条 コンプライアンス委員会は、必要に応じて、同様の任務に従事する学外の機関との間で、研究活動に係る行動規範の維持向上のため必要な連絡及び協議を行うことができる。

(内部監査)

第30条 不正行為防止のための監査（以下「内部監査」という）は、内部監査室が研究戦略推進センターと連携して実施する。

2 内部監査室は、効率的・効果的かつ多角的な内部監査を実施するために、監事及び会計監査人との連携を強化し、必要な情報提供等を行うとともに、機関における不正行為防止に関する内部統制の整備・運用状況や、モニタリング、内部監査の手法、競争的研究費等の運営・管理の在り方等について定期的に意見交換を行うものとする。

3 内部監査の結果等については、コンプライアンス教育及び啓発活動にも活用するなどして周知を図り、大学全体として同様のリスクが発生しないよう徹底する。

4 本条の規定は、監事及び外部機関による不正行為の防止及び研究費の運営・管理等に関する監査を妨げるものではない。

(啓発及び再発防止のための活動)

第31条 コンプライアンス委員会は、各部門と協力して、教職員等及び関係する事務職員に対し、不正行為及び研究費の不適切な使用の防止に係るコンプライアンス教育研修会、説明会を定期的に開催し、研究活動の不正行為を防止するための研究倫理教育を含む啓発活動を行う。

2 不正行為の事実を認定したときは、コンプライアンス委員会は、再発防止の措置を検討するとともに、個人情報及び知的財産の保護に支障を生じない範囲において、各部門と協力して、教職員等に対し、違反行為の概要を周知させ、同種の事件の再発を防止するよう啓発する。

(事務)

第32条 コンプライアンス委員会及び調査委員会の事務は、研究戦略推進センターにおいて行う。

(補則)

第33条 この規則に定めるもののほか、研究倫理の推進及び不正行為防止に関する事項並びにコンプライアンス委員会及び調査委員会の運営に関し必要な事項は、コンプライアンス委員会の議を経て学長が定める。

(改廃)

第34条 この規則の改廃は、理事会の承認を得て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成19年11月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成21年1月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年10月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成30年9月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和3年6月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から適用する。